

令和3年8月18日

◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置区域」指定に伴う北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症について、岐阜県においても新規感染者数が急増し、8月20日よりまん延防止等重点措置区域に指定されることになりました。今こそ、自らの、そしてご家族の「生命を守る」という、強い行動自制が必要であり、感染拡大防止の観点から北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

○「基本的な感染防止対策」(マスク着用、手指衛生、三密回避、体調の管理)の継続徹底

○帰省

- ・県境をまたぐ帰省の中止又は延期

○出張

- ・出張の機会そのものを減少し、県境をまたぐ出張の中止又は延期
- ・やむを得ず出張する場合は、日帰りを基本とし、人混み・会食を回避

○旅行・レジャー・会食

- ・県境をまたぐ旅行・レジャーの中止又は延期
- ・親戚同士や同窓会など普段会わない人との会食の中止
- ・職場の同僚との職場外での会食の中止

○町有施設については、8月20日(金)から9月12日(日)までの間、休館します

働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらりアルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド、図書館、福祉センター子ども館